

令和 4 年度第 2 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 5 年 3 月 2 2 日

担当部・課：復興企画部 S D G s 移住定住推進課〔内線 4 2 2 8〕

① 件 名	
地域再生計画（宮城県移住支援・マッチング支援・起業支援計画）の変更について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】 国は、東京一極集中の是正及び地方の担い手不足に対応するため、地方における起業、U I J ターンによる起業・就業者を創出する地方公共団体の取組を地方創生推進交付金により支援しており、本市においては、平成 3 1 年 3 月に宮城県及び県内全市町村の連名で本取組に係る地域再生計画（移住支援・マッチング支援・起業支援計画）について内閣総理大臣の認定を受け当該事業を実施している。</p> <p>現在、地方移住支援事業として、1 8 歳未満の子を有する子育て世帯が移住する場合に移住支援金に一定額を加算しているが、国は、子育て世帯の地方への移住を促進するため、令和 5 年度から同交付金の加算額の増額を決定したことに伴い、宮城県及び県内全市町村の連名で地域再生計画の変更認定申請を行うこととなった。</p> <p>【目的】 地域再生計画の変更認定を受けることにより、加算額の増額が可能となり、子育て世帯の移住を促進し、より一層の東京圏から宮城県への U I J ターンによる起業や就業者の創出を図る。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】 地域再生法（平成 1 7 年法律第 2 4 号） 地域再生法施行令（平成 1 7 年政令第 1 5 1 号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】 第 2 編 総合計画基本計画 第 1 章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち 第 2 節 少子高齢化社会に対応する移住・定住の促進 1 移住したくなるライフスタイルの形成を図る 第 4 編 地方創生の取組 第 1 章 人口戦略の推進 対応方針 2 絆を大切にし人が集まるまちをつくる 施策 1 地方移住・移転の推進を図る</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
平成 2 7 年 1 2 月	石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）策定
平成 2 8 年 1 2 月	総合戦略一部改訂（K P I の見直し等）
平成 3 1 年 3 月	地域再生計画認定
令和 元年 1 2 月	総合戦略一部改訂（令和 2 年度まで 1 年間延長）
令和 2 年 8 月	地域再生計画変更認定（K P I の内訳変更）
令和 3 年 2 月	総合戦略一部改訂（令和 3 年度まで 1 年間延長）
	3 月 地域再生計画変更認定（対象要件の拡充）
	9 月 第二次総合計画策定（第二次総合戦略と人口戦略を一体的に策定）
令和 4 年 3 月	地域再生計画変更認定（加算金の追加）
令和 5 年 1 月	地域再生計画変更認定申請書の提出（県及び県内全市町村共同申請）

⑤ 主な内容
<p>移住支援金の子育て世帯加算の拡充 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合に、18歳未満の者1人につき30万円を加算しているところ、100万円に増額する。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 子育て世帯に対する加算額を増額することにより、子育て世帯の地方への移住が促進され、人口減少の抑制が図られる。</p> <p>【財源措置】 事業費（令和5年度）10,000千円（子育て世帯加算についても当初予算額の範囲内で実施） 財源措置：デジタル田園都市国家構想交付金 事業費の2分の1 （残りの事業費は、県及び市が4分の1ずつ負担。県及び市負担分はいずれも普通交付税及び特別交付税措置）</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>宮城県内の全市町村が本事業に参画している。</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>令和5年3月下旬 地域再生計画の変更認定見込 石巻市移住支援金交付要綱の一部改正（施行予定年月日：令和5年4月1日）</p>
⑨ その他